

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、熊谷都市計画生産緑地地区の変更について理由を示したものです。

【熊谷都市計画における位置等】

市街化区域内に点在しています。

【変更の必要性】

生産緑地法第14条の規定に基づいて行為制限の解除となったため。

【変更の内容】

既に指定している生産緑地地区のうち、2地区について生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、生産緑地地区が廃止されます。

【上位計画での位置付け】

第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画（令和5年3月策定）

○基本構想

第2章 将来都市像

（3）土地利用構想

ウ 土地利用別整備方針

〈農業系土地利用〉

「農地の更なる高度利用を図るため、農業生産基盤の整備や6次産業化等を進め、まとまりのある優良農地を保全します。

農業・農村は食料の供給機能だけでなく、水田等の持つ遊水機能や気温の上昇を緩和するといった多面的機能を持っているので、これらの機能が十分発揮できるよう、地域による適切な維持管理を支援します。

なお、市街化区域内の農地については、生産緑地制度による適切な保全に努めます。」